

桂川町告示第68号

平成29年第2回桂川町議会定例会を次のとおり招集する

平成29年5月26日

桂川町長 井上 利一

1 期 日 平成29年6月9日

2 場 所 桂川町議会議場

○開会日に応招した議員

原中 政廣君

林 英明君

杉村 明彦君

大塚 和佳君

吉川紀代子君

北原 裕丈君

下川 康弘君

竹本 慶吉君

藤川 正恭君

青柳 久善君

○6月16日に応招した議員

○応招しなかった議員

平成29年 第2回(定例)桂川町議会会議録(第1日)

平成29年6月9日(金曜日)

議事日程(第1号)

平成29年6月9日 午前10時00分開会

- 日程第1 署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 総務経済建設委員長報告
(1) 道路管理について
- 日程第4 文教厚生委員長報告
(1) 環境衛生対策について
- 日程第5 議会広報委員長報告
(1) 議会広報の編集及び発行について
- 日程第6 同意第2号 桂川町監査委員の選任
- 日程第7 同意第3号 桂川町農業委員会委員の任命
- 日程第8 同意第4号 桂川町農業委員会委員の任命
- 日程第9 同意第5号 桂川町農業委員会委員の任命
- 日程第10 同意第6号 桂川町農業委員会委員の任命
- 日程第11 同意第7号 桂川町農業委員会委員の任命
- 日程第12 同意第8号 桂川町農業委員会委員の任命
- 日程第13 同意第9号 桂川町農業委員会委員の任命
- 日程第14 同意第10号 桂川町農業委員会委員の任命
- 日程第15 同意第11号 桂川町農業委員会委員の任命
- 日程第16 同意第12号 桂川町農業委員会委員の任命
- 日程第17 同意第13号 桂川町農業委員会委員の任命
- 日程第18 同意第14号 桂川町農業委員会委員の任命
- 日程第19 承認第2号 桂川町税条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第20 承認第3号 桂川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第21 承認第4号 平成28年度桂川町一般会計補正予算(専決第1号)
- 日程第22 承認第5号 平成28年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(専決第1号)

- 日程第23 承認第6号 平成28年度桂川町土地取得特別会計補正予算（専決第1号）
- 日程第24 承認第7号 平成28年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（専決第2号）
- 日程第25 承認第8号 平成28年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）
- 日程第26 承認第9号 平成28年度桂川町水道事業会計補正予算（専決第1号）
- 日程第27 承認第10号 平成29年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号）
- 日程第28 議案第19号 桂川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第29 議案第20号 桂川町男女共同参画推進条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第30 議案第21号 桂川町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第31 議案第22号 平成29年度桂川町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第32 報告第2号 平成28年度桂川町繰越明許費繰越計算書の報告
- 日程第33 報告第3号 平成28年度桂川町土地開発公社決算の報告

本日の会議に付した事件

- 日程第1 署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 総務経済建設委員長報告
（1）道路管理について
- 日程第4 文教厚生委員長報告
（1）環境衛生対策について
- 日程第5 議会広報委員長報告
（1）議会広報の編集及び発行について
- 日程第6 同意第2号 桂川町監査委員の選任
- 日程第7 同意第3号 桂川町農業委員会委員の任命
- 日程第8 同意第4号 桂川町農業委員会委員の任命
- 日程第9 同意第5号 桂川町農業委員会委員の任命
- 日程第10 同意第6号 桂川町農業委員会委員の任命
- 日程第11 同意第7号 桂川町農業委員会委員の任命
- 日程第12 同意第8号 桂川町農業委員会委員の任命
- 追加日程第1 仮議長の選任を議長に委任する件
- 日程第13 同意第9号 桂川町農業委員会委員の任命
- 日程第14 同意第10号 桂川町農業委員会委員の任命

- 日程第15 同意第11号 桂川町農業委員会委員の任命
日程第16 同意第12号 桂川町農業委員会委員の任命
日程第17 同意第13号 桂川町農業委員会委員の任命
日程第18 同意第14号 桂川町農業委員会委員の任命
日程第19 承認第2号 桂川町税条例の一部を改正する条例の制定
日程第20 承認第3号 桂川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
日程第21 承認第4号 平成28年度桂川町一般会計補正予算（専決第1号）
日程第22 承認第5号 平成28年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（専決第1号）
日程第23 承認第6号 平成28年度桂川町土地取得特別会計補正予算（専決第1号）
日程第24 承認第7号 平成28年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（専決第2号）
日程第25 承認第8号 平成28年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）
日程第26 承認第9号 平成28年度桂川町水道事業会計補正予算（専決第1号）
日程第27 承認第10号 平成29年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号）
日程第28 議案第19号 桂川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定
日程第29 議案第20号 桂川町男女共同参画推進条例の一部を改正する条例の制定
日程第30 議案第21号 桂川町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定
日程第31 議案第22号 平成29年度桂川町一般会計補正予算（第1号）
日程第32 報告第2号 平成28年度桂川町繰越明許費繰越計算書の報告
日程第33 報告第3号 平成28年度桂川町土地開発公社決算の報告

出席議員（9名）

- | | |
|------------|-----------|
| 2番 林 英明君 | 3番 杉村 明彦君 |
| 4番 大塚 和佳君 | 5番 吉川紀代子君 |
| 6番 北原 裕丈君 | 7番 下川 康弘君 |
| 8番 竹本 慶吉君 | 9番 藤川 正恭君 |
| 10番 青柳 久善君 | |

欠席議員（1名）

- 1番 原中 政廣君
-

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 神崎 博和君

説明のため出席した者の職氏名

町長	井上 利一君	副町長	森山 一平君
教育長	瓜生 郁義君	総務課長	弓削 孝徳君
企画財政課長	山辺 久長君	建設事業課長	原中 康君
建設事業課長補佐	小金丸卓哉君	住民課長	坂井 習司君
税務課長	平井登志子君	保険環境課長	横山 由枝君
健康福祉課長	江藤 栄次君	産業振興課長	山本 博君
子育て支援課長	秦 俊一君	水道課長	古野 博文君
学校教育課長	北原 義識君	社会教育課長	尾園 晃君
社会教育課長補佐	原田 紀昭君		

午前10時00分開会

○副議長（林 英明君） おはようございます。ただいまの出席議員は9名です。定足数に達していますので、平成29年第2回桂川町議会定例会を開会します。

本日は、議長が欠席しておりますので、地方自治法第106条第1項の規定により、副議長の私が議長の職務を行います。

これより、本日の会議を開きます。

日程第1. 署名議員の指名

○副議長（林 英明君） 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の署名議員は、会議規則第124条の規定によって、7番、下川康弘君、8番、竹本慶吉君を指名します。

日程第2. 会期の決定

○副議長（林 英明君） 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月16日までの8日間をしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から6月16日までの8日間に決定しました。

これより、町長に行政報告及び提案理由の説明を求めます。井上町長。

○町長（井上 利一君） おはようございます。

ことしも田植えの時節を迎え、間もなく美しい緑の田園風景に変わっていくものと存じます。また、今年の梅雨入りの時期は例年並みのようですが、これから集中豪雨や台風のシーズンを迎えますので、災害等の発生には十分警戒する必要があると考えております。

5月28日に嘉麻市で発生しました産業廃棄物処理場の火災につきましては、嘉麻市から「飯塚市、嘉麻市、桂川町消防相互応援協定」に基づく要請を受けましたので、6月2日から4日までの3日間、本町の消防団員及び消防自動車を派遣しました。飯塚地区消防本部によりますと、6月7日の午前9時現在の状況として、火災規模は全体的に縮小し、今後は内部火災の状況確認を行うなど消火活動はもうしばらく続くとの報告を受けています。残されたごみの処理など課題は大きなものがあると思われませんが、今後とも注視していきたいと思っています。

さて、本日は、平成29年第2回桂川町議会定例会を開催しましたところ、議員の皆様には、公私ともお忙しい中にもかかわらず、御出席をいただき、まことにありがとうございます。

それでは、これまでの主な行政報告及び本日御提案します議案等の提案理由について御説明いたします。

初めに、地方創生の取り組みの柱として、本年1月に設立いたしました「一般社団法人・地域商社いいバイ桂川」に対する出資を桂川町商工会とJA福岡嘉穂に要請してきました。現在の状況は、去る5月25日に開催されました桂川町商工会の総会において出資の議決承認をいただき、JA福岡嘉穂は今月の17日に開催されます総代会に提案がなされると報告を受けています。

今後は、法人としての組織体制の充実を図り、関係団体と連携をとりながら新たな発想とアイデアをもって業務の構築と地域における活動の活性化を推進し、桂川町の魅力を町内外に発信していきたいと考えています。

次に、さきの議会で報告していましたが、地方創生拠点整備交付金を財源とした「けいせんアグリテイメントプロジェクト事業」につきましては、5月8日に設計業務の委託契約を締結し、本事業に関する各課の担当者及び設計事務所を含めた会議を開き、実施設計のための検討協議を進めているところです。建設の基本的な事項としましては、現在の森林公園の景観を最大限に生かしながら、セカンドスクールとしての活用や農業体験、自然体験、集団生活、野外観察等が楽しめる施設の設置を目指しています。宿泊可能人数は50人程度で、静かな環境の中で憩いの場としても楽しめるよう工夫したいと考えています。

また、宿泊利用者だけでなく、森林公園やキャンプ場の利用者、弥山岳登山などで訪れる皆様に気軽に立ち寄っていただける施設にしたいと思っています。

なお、施設の名称につきましては、これまで「湯の浦ファーム」と申しでしたが、施設の利用内容等を考慮して、これからは「ゆのうら体験の杜」に改めたいと思いますので、よろしくをお願いします。

今後の予定としましては、実施設計の後、建築確認を経て工事の入札を行い、議会の承認をいただき、9月中旬から建設工事にかかり、本年度内の完成を目指したいと考えています。

次に、桂川駅周辺整備事業につきましては、駅南側道路、つまり町道山崎上深町線の新設工事を推進するとともに、桂川駅南側からの利用整備計画について、JR九州並びに県の建築都市部、国の九州地方整備局等との協議を進めてきました。現在の状況は、さきの議員懇談会で説明しましたように、現駅舎側に2階建て駅舎を新たに建設し、自由通路からそのまま改札口が利用できる方法で整備を進めていきたいと考えております。設計及び施工の期間は平成29年度から平成31年度までを予定しています。

なお、自由通路及び駅施設に要する事業費として、約8億9,600万円と算定していますが、このうち、国の補助金が3億1,600万円、JRの負担額が4,500万円、国の交付税措置が9,500万円で、町の負担額を4億3,900万円と試算しています。

今後の取り組みとしましては、JR九州と桂川駅周辺整備に関する確認書を締結した上で、事業の着手に入っていくこととなります。

このため、桂川駅周辺整備に必要な測量調査等委託料を補正予算に計上していますので、よろしく願いいたします。

次に、町営住宅の建て替え計画につきましては、現在、国の補助金を受けるための申請中で、7月上旬には、交付決定の承認が得られる予定です。これに伴い工事発注の準備にかかりますが、工事請負契約については、町議会の議決が必要となりますので、9月の定例会に上程したいと考えています。その後、1棟目30世帯分の住宅建設工事に着手していきます。工期については、14カ月間を予定していますので、平成30年の11月ごろの完成見込みです。

このため、二反田団地の入居者には、着工前に説明会を開催したいと考えています。

次に、県道豆田稲築線道路改良工事につきましては、本年度より本格的な工事が行われる予定です。現状では、県営河川であります泉河内川と嘉穂総合高校間の工事実施のための準備が進められているところです。

泉河内川にかかる橋梁工事（下部工）については、ことし10月より着手予定と聞いているところです。また、桂川町商工会館が道路用地にかかることから移転補償の協議が進められていますが、土地については桂川町の所有であり、迅速な対応をしていきたいと考えています。

なお、嘉穂総合高校近くの道路計画用地内において埋蔵文化財の発掘調査を行っており、今後とも、地元関係者との協議に積極的に協力しながら、道路の早期完成を目指して取り組んでいきたいと考えております。

次に、臨時福祉給付金につきましては、4月17日に対象者3,341名に申請書を送付し、現在、窓口及び郵送で受け付けを行っています。5月12日までに申請された2,325名につきましては、5月25日に支払いを行い、今後も、受け付け日から1カ月を目途に、順次支払いを行う予定です。受け取り方法は、原則世帯主の金融機関等の口座への振り込みとなっていますが、金融機関等の口座がない場合は、役場窓口での現金の受け取りもできます。支給額は対象者1人につき1万5,000円です。なお、申請期限は、ことしの9月29日までで、申請主義となっておりますので、対象者の方は申請忘れのないように手続きをお願いいたします。

次に、男女共同参画推進条例につきましては、3月定例会において議決をいただきましたが、委員長報告の中で、推進の拠点整備並びに苦情及び救済対応の専門性を高めるための推進員の配置について要望がありました。このことを受け、今回、条例の一部改正について提案していますのでよろしくお願ひします。

次に、農業委員会の委員につきましては、平成28年第4回定例町議会において、農業委員会等に関する法律の一部改正に基づき、本町の農業委員の定数を12人と定めています。また、農業委員会が委嘱する農地利用最適化推進委員の定数は4人と定めています。農業委員の選出方法は、これまでは選挙による選出と関係団体からの推薦による選任制でしたが、今回から、推薦、公募に基づき、議会の同意を必要とする任命制に変わりました。

本町の農業委員の任期が、本年7月19日をもって満了となることから、3月15日から1カ月間、推薦及び公募を実施し、その結果をもとに農業委員会委員候補者評価委員会を開催し、農業委員候補者を決定したところです。本議会に任命同意の議案を提出していますので、よろしくお願ひいたします。

次に、プレミアム付商品券の発行については、実施主体である桂川町商工会の要請を受け、町としましても継続して支援したいと考えています。

本年度は、昨年度と同様のプレミアム率10%、総額3,300万円の発行が計画され、町内の消費喚起を図り、商工業の活性化を図るものです。なお、福岡県においても継続して発行支援していくこととされています。

次に、予算関係では、専決処分による平成28年度補正予算の承認6件、同じく平成29年度補正予算の承認1件、また平成29年度補正予算の議案1件を提案しています。

専決処分しました平成28年度補正予算は、一般会計及び各特別会計ともに決算を見込んだ予算の整理が主なものです。このうち、承認第4号の一般会計補正予算（専決第1号）では、今回

の補正で歳入が歳出を上回りましたので、歳入余剰分につきまして、基金繰入金及び積立金により整理をしています。具体的には、財政調整基金からの繰入金として計上していましたが現計予算額1億3,000万円と、公共事業整備基金からの繰入金として計上していましたが4,000万円については、執行する必要がなくなりましたので皆減するとともに、減債基金として2,000万円を新たに積み立てる予算計上をしています。

ちなみに、平成28年度末の財政調整基金の現在高は約7億3,400万円、公共事業整備基金は約4億1,500万円、減債基金は約2,500万円となるものでございます。

なお、去る5月31日の出納整理期間を終えた段階で、平成28年度一般会計の繰越額として、1億8,155万2,000円を見込んでいます。このうち、平成29年度への繰越事業に充当する繰越財源は1,782万1,000円で、これを除く実質的な繰越額は、1億6,373万1,000円となるものです。この繰越金につきましては、平成29年度の当初予算では6,000万円を計上していましたが、決定額との差、1億373万1,000円につきましては、次の議会において追加計上いたしますので、よろしく申し上げます。

次に、承認第10号の平成29年度国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号）では、歳入不足に対する措置として繰上充用を行っています。これは、平成25年度の決算の状況を踏まえ、26年度の補正予算（専決第1号）から行っているものですが、平成28年度単年度の収支においては黒字に転じたので、累積赤字額は7,376万9,000円となり、前年度に比べ約2,180万円圧縮することができました。

今後は、国民健康保険事業の制度改革により平成30年度から実施される都道府県が財政運営の責任主体となる運営単位の広域化や社会保障関係施策の制度改革等を念頭に置きながら、特定健康診査の推進や適正受診の啓発など、医療費適正化に向けてさらなる対策の強化を図ってまいります。

次に、議案第22号の平成29年度一般会計補正予算（第1号）は、補正額1億6,383万9,000円を追加し、予算の総額を55億223万6,000円と定めるものでございます。

補正の主な内容といたしましては、歳入予算では、14款国庫支出金におきまして、社会資本整備総合交付金の都市再生整備事業計画（桂川駅周辺地区整備事業）分の内示により、追加計上しております。

15款県支出金では、農業費県補助金としまして、優良家畜導入支援事業費県補助金、20款諸収入では、自主防災組織育成助成事業にかかわるコミュニティ助成事業助成金を追加計上しています。

21款町債では、14款国庫支出金で述べました社会資本整備総合交付金事業の地方負担分等に対する起債として都市再生整備事業債を追加計上しております。

一方、歳出予算では、庁舎ほか10施設の清掃業務の一括契約にかかわる関係予算につきまして整理をしています。

3款民生費では、桂川町男女共同参画推進条例の一部改正に伴う推進委員の報酬及び出席費用弁償を追加計上しております。

6款農林水産業費では、優良家畜導入支援事業費補助金を追加計上しております。これは、県から町に定額で交付される補助金で、町を経由して補助対象事業者に交付する制度のものでございます。

7款商工費では、桂川町商工会が実施しますプレミアム付商品券発行事業に対する補助金を追加計上しております。

8款土木費では、社会資本整備総合交付金を財源として実施する桂川駅周辺地区整備事業費を、9款消防費では、コミュニティ助成事業助成金を受け、町消防団に配備するデジタル簡易無線機の購入費を、10款教育費では、桂川幼稚園の事務室エアコン改修工事を追加計上しております。

以上が、一般会計の補正の主な内容でございます。

なお、本日御提案します議案は、人事案件に関するものが13件ありますが、このうち12件は農業委員の任命に関するものでございます。条例の一部改正に関する専決処分が2件、平成28年度予算の専決処分が6件、平成29年度予算の専決処分が1件、条例の一部改正に関するもの3件、平成29年度補正予算が1件、報告2件の計28件でございます。

人事案件につきましては、私から、その他の議案等につきましては、担当課長が説明いたしますので、慎重審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。行政報告並びに提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

日程第3. 総務経済建設委員長報告

○副議長（林 英明君） 閉会中の審査事件として、各常任委員会に付託しておりました事件の審査結果の報告を求めます。

総務経済建設委員会に付託しておりました道路管理についてを議題といたします。

本件について委員長の報告を求めます。竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 閉会中の付託事件審査である道路管理について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

3月議会定例会を終え、本議会まで延べ4回の委員会を開催し、審査してきたところです。

桂川駅南側道路、山崎上深町線、7工区、延長190mにつきましては、3月議会において繰越明許の承認をしておりましたが、先月、5月末に完了しております。今年度については、桂川駅南口から国道200号線に向かって、340m区間を完了する予定であります。

その他、補助事業を活用した道路事業については、豆田橋から豆田浄水場に向かう河川沿い道路であります中川原上川原線150mを舗装修繕工事として行う予定です。

また、狹隘道路整備事業として、平山2区道路拡幅工事90mを実施する予定であります。

また、各行政区長から要望された箇所については、新たに道路関係の要望19カ所が提出されており、この要望箇所につきましては、今後現地調査を行い、担当課における工事の手法の確認をさらに行いまして、現地調査を実施していく予定であります。したがって、引き続き閉会中の継続審査をお願いいたしまして、報告を終わります。

○副議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

本件については、委員長から引き続き審査したいので、閉会中の継続審査として付託されたいとの申し出があります。

お諮りします。本件は委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、道路管理については、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査として付託することに決定しました。

日程第4. 文教厚生委員長報告

○副議長（林 英明君） 続きまして、文教厚生委員会に付託しておりました環境衛生対策についてを議題といたします。

本件について委員長の報告を求めます。藤川委員長。

○文教厚生常任委員長（藤川 正恭君） 文教厚生委員会に付託されておりました環境衛生対策について、当委員会の審査結果の報告をいたします。

3月定例議会後、4回の委員会を開催し、審査をいたしております。この間、家庭用ごみが不法投棄される案件が1件発生しております。また、不法投棄の解消の取り組みについては、警察や保健福祉環境事務所との連携、協力を図り、対策の強化を引き続き求めるものであります。

先月の5月28日に町内全域に実施されました第1回桂川町環境美化の日行動では、皆さんの御協力により、約3.5トンのごみを回収することができました。各行政区関係者の皆さんには、環境に対する意識の高揚と啓発に努めていただいていることに対し、厚く感謝申し上げます。

今後とも、快適な生活環境づくりに向け、行政と地域が一体となった取り組みを推進し、排出抑制、再利用によるごみの減量や循環資源物の適正処理の推進を図る必要があります。よって、

環境衛生対策については、引き続き継続審査をお願いし、委員会の報告を終わります。

○副議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対して質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

本件については、委員長から引き続き審査したいので、閉会中の継続審査として付託されたいとの申し出があります。

お諮りします。本件は委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、環境衛生対策については、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査として付託することに決定しました。

日程第5. 議会広報委員長報告

○副議長（林 英明君） 続きまして、議会広報委員会に付託しておりました議会広報の編集及び発行についてを議題といたします。

私が議会広報委員長をいたしておりますが、本日は、地方自治法第106条により、議長の職務を行っておりますので、委員長報告を副委員長にお願いします。下川副委員長。

○議会広報副委員長（下川 康弘君） 議会広報委員会に付託されています議会広報の編集及び発行について、当委員会の報告をいたします。

3月定例議会後、3回の委員会を開催しました。この間、議会広報の編集、発行について協議を行い、本年5月2日に「桂川議会だより第15号」を発行いたしました。当委員会では、引き続き第16号を発行するため、継続審査をお願いし、委員会の報告を終わります。

○副議長（林 英明君） これより質疑を行います。副委員長の報告に対して質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

本件については、副委員長から引き続き審査をしたいので、閉会中の継続審査として付託されたいとの申し出があります。

お諮りします。本件は副委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、議会広報の編集及び発行については、副委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査として付託することに決定しました。

本定例会に上程された案件は、同意13件、承認9件、議案4件、報告2件であります。このうち、同意第2号から第14号までの13件及び承認第2号から第10号までの9件は、本日即決していただき、議案第19号から第22号までの4件については、本日質疑を受けた後に、各常任委員会に付託いたします。6月12日、13日、15日の3日間で審議をしていただき、6月16日の本会議で採決を行います。

それでは、日程に従い、順次上程いたします。

日程第6. 同意第2号

○副議長（林 英明君） 同意第2号桂川町監査委員の選任について同意を求める件を議題いたします。

本件について内容の説明を求めます。井上町長。

○町長（井上 利一君） 同意第2号桂川町監査委員の選任について御説明申し上げます。

本件は、桂川町監査委員を選任することについて、地方自治法第196条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

現在、本町の監査委員として務めていただいております武井秀樹氏の任期が平成29年6月22日をもって満了いたしますので、同氏を再任することについて、議会の同意を求めるものでございます。

武井氏の住所は、桂川町大字土師28番地241で、昭和25年7月18日生まれの66歳でございます。略歴につきましては、次のページに資料として添付いたしておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

武井氏は、昭和48年3月に九州産業大学を卒業され、昭和49年6月に桂川町役場に就職、社会教育課長、健康づくり課長、総務課長、会計管理者を歴任され、平成23年3月に定年により退職されています。その後、平成25年6月23日から本町の監査委員として務めていただき、現在、1期目でございます。

武井氏は、性格は温厚実直で人望が厚く、責任感が強い方であります。また、長年桂川町職員として勤務されてきた中で、住民の皆さんとのコミュニケーションを大切にされるとともに、地方自治に関する関心が高く、会計財政業務にも精通され、何事にも熱心に取り組まれる方です。武井氏はこれまで培われた豊富な経験と卓越した識見を生かされ、監査委員としての任務に的確に対応できる方であり、本町の発展のために御活躍いただけるものと確信いたしておりますので、議員各位の御理解をいただき、同意賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。どうぞよろしく申し上げます。

○副議長（林 英明君） これより質疑を行います。本件は人事案件でありますので、他人の

私生活にわたる発言をしたりすることがないように御注意願います。それでは、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（林 英明君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第2号桂川町監査委員の選任について同意を求める件を採決いたします。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（林 英明君） ただいまの出席議員は9人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に9番、藤川正恭君、10番、青柳久善君を指名します。

投票用紙を配ります。念のために申し上げますが、本件に賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載願います。白票及び賛否の明らかでない投票は、反対とみなします。〔投票用紙配付〕

○副議長（林 英明君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（林 英明君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○副議長（林 英明君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が、議席番号と氏名を呼び上げますので、記載台で記入の上、順番に投票願います。

〔事務局長点呼・議員投票〕

.....

3番	杉村 明彦議員	4番	大塚 和佳議員
5番	吉川紀代子議員	6番	北原 裕丈議員
7番	下川 康弘議員	8番	竹本 慶吉議員
9番	藤川 正恭議員	10番	青柳 久善議員

.....

○副議長（林 英明君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（林 英明君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。藤川正恭君、青柳久善君、開票の立ち合いをお願いします。

〔開票〕

○副議長（林 英明君） 投票の結果を報告します。

投票総数8票、有効投票8票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち、賛成8票、反対ゼロ票。以上のおおり、全員賛成です。

したがって、同意第2号桂川町監査委員の選任については同意することに決定しました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（林 英明君） ただいま、桂川町監査委員として選任同意を受けられました武井秀樹さんから御挨拶をお受けしたいと思います。

○監査委員（武井秀樹君） ただいま監査委員に選任をいただきました武井でございます。

今回は、2期目ということで、改めまして大変、身の引き締まる思いがいたしております。

行政事務事業のチェックということはもとよりでございますが、今後は、私のこれまでの経験も生かしながら、後進の皆さんの気づきや事務の改善につながるようなお手伝いができればと願っているところでございます。皆様方には、今後とも変わらぬ御支援をいただきますように、切にお願いを申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

(拍手)

日程第7. 同意第3号

日程第8. 同意第4号

日程第9. 同意第5号

日程第10. 同意第6号

日程第11. 同意第7号

日程第12. 同意第8号

日程第13. 同意第9号

日程第14. 同意第10号

日程第15. 同意第11号

日程第16. 同意第12号

日程第17. 同意第13号

日程第18. 同意第14号

○副議長（林 英明君） 同意第3号から同意第14号までの桂川町農業委員会委員の選任について12件を一括議題といたします。

本件について内容の説明を求めます。井上町長。

○町長（井上 利一君） 同意第3号から第14号までの桂川町農業委員会委員の任命について、関連がありますので、一括して御説明いたします。

本件は、本町の農業委員会委員の任期が、平成29年7月19日をもって満了となることから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、御提案します方々は、さきの行政報告でも述べましたように、推薦及び公募を実施し、その結果をもとに、農業委員会委員候補者評価委員会の意見をいただき提案するものでございます。

順次、読み上げて提案といたします。

同意第3号、桂川町大字吉隈690番地、金田嘉幸氏、昭和34年1月15日生まれの58歳でございます。

同意第4号、桂川町大字九郎丸463番地、神崎宏昭氏、昭和49年2月5日生まれの43歳でございます。

同意第5号、桂川町大字土師3608番地、高嶋征敏氏、昭和44年1月7日生まれの48歳でございます。

同意第6号、桂川町大字土師240番地1、竹本貞男氏、昭和28年2月1日生まれの64歳でございます。

同意第7号、桂川町大字土師3683番地、都田光義氏、昭和25年1月28日生まれの67歳でございます。

同意第8号、桂川町大字土居728番地、野村邦博氏、昭和26年3月31日生まれの66歳でございます。

同意第9号、桂川町大字土師4051番地1、林英明氏、昭和23年4月18日生まれの69歳でございます。

同意第10号、桂川町大字土師1229番地、原中壽氏、昭和31年5月11日生まれの61歳でございます。

同意第11号、桂川町大字吉隈370番地、原中輝司氏、昭和30年6月7日生まれの62歳でございます。

同意第12号、桂川町大字中屋321番地4、藤春郁夫氏、昭和29年1月1日生まれの63歳でございます。

同意第13号、桂川町大字寿命824番地、古野隆雄氏、昭和25年11月6日生まれの66歳でございます。

同意第14号、桂川町大字内山田806番地、山邊俊明氏、昭和22年5月10日生まれの70歳でございます。

以上でございます。

なお、略歴につきましては、参考資料として添付しておきますので参考にさせていただきたいと思っております。議員各位の同意を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。どうぞよろしく願いいたします。

○副議長（林 英明君） これより、質疑を行います。同意第3号から同意第14号までについては、それぞれの案件ごとに質疑、討論、採決を行います。また、本件は人事案件でありますので、他人の私生活にわたる発言をすることのないように、御注意願います。

初めに、同意第3号、金田嘉幸氏に関する桂川町農業委員会委員の選任についての質疑を行います。

質疑ありませんか。吉川議員。

○議員（5番 吉川紀代子君） 済みません、私はですね、一件一件でなくて、町長に一括してですね、質問があったんですけど、だめですかね。

○副議長（林 英明君） そのときに言わなくてはだめですね。

○議員（5番 吉川紀代子君） そのときに、町長のときに言いました、質疑って。言わなかったですよ。町長もこの説明があって、すぐこっちになったでしょ。

○副議長（林 英明君） いや、それで、今言ってください。今言ってください。

○議員（5番 吉川紀代子君） 今言っているんですか。

○副議長（林 英明君） ちょっと、待ってくださいよ。このときなかったよね。はい、じゃあ、どうぞお願いします。

○議員（5番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川紀代子です。

先ほど、町長から内容の説明がありました同意3号から14号議案、いわゆる農業委員全体についてお尋ねをいたします。

町長は、桂川町の農業の方向性をどのようにしようと考えておられるのか。私は、農家の利益を守ることが農業委員であると考えますが、農業委員会の制度が変わり、町長が推薦をされましたこの方々を推薦する理由は何ですか。また、この方々は過去に大きなミスなどはありませんでしたでしょうか。

以上、質問いたします。

○副議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） なかなか回答しにくいところがあるんですけども、基本的にはですね、農業委員会に関する法律が改正になりました。そのことによって、まず、公募をいたしました。それから団体、例えば生産組合等による推薦という形です。

ですから、それぞれの地域から推薦をされて名前が上がってきた方であります。また、一部においてはですね、個人的、個人の応募もできますので、そういったものも取りまとめた上で、先ほど言いますように、評価委員会の意見をいただいて、そして適当であるということで今回の推薦に至っております。

農業、農政に関する考え方についてはですね、直接的には今回の案件とは合致しないと思いますので、また改めて御質問願いたいと思います。

○副議長（林 英明君） よろしいですか。吉川君。

○議員（5番 吉川紀代子君） 質問の中に、この方々は過去に大きなミスはありませんでしたでしょうかということをお尋ねしました。そしたら町長は、直接的にはそういうことはわからないということですね。各団体からの推薦であるから、そういう詳細に至ってはわからないということですかね。

ないという件です、改めて。

○副議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 先ほど言いますように、私は、評価委員会からですね、その意見をいただいて、そして、適正な方であるという報告のもとにやっております。一人一人についてですね、そういう今言われますような、過去において大きなミスはなかったかということについては承知しておりません。

○副議長（林 英明君） よろしいですか。

○議員（5番 吉川紀代子君） はい。

○副議長（林 英明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより同意第3号を採決します。お諮りします。本件は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、同意第3号、金田嘉幸氏に関する桂川町農業委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

同意第4号、神崎宏昭氏に関する桂川町農業委員会委員の選任についての質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより同意第4号を採決いたします。お諮りします。本件は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、同意第4号、神崎宏昭氏に関する桂川町農業委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

同意第5号、高嶋征敏氏に関する桂川町農業委員会委員の選任についての質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより同意第5号を採決いたします。お諮りします。本件は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、同意第5号、高嶋征敏氏に関する桂川町農業委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

同意第6号、竹本貞男氏に関する桂川町農業委員会委員の選任についての質疑を行います。

竹本慶吉君は、地方自治法第117条の規定により除斥に該当しますので、退席を求めます。

〔8番 竹本 慶吉君 退席〕

○副議長（林 英明君） それでは、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより同意第6号を採決いたします。お諮りします。本件は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、同意第6号、竹本貞男氏に関する桂川町農業委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

竹本慶吉君、入場願います。

〔8番 竹本 慶吉君 入場〕

○副議長（林 英明君） 同意第7号、都田光義氏に関する桂川町農業委員会委員の選任についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより同意第7号を採決いたします。お諮りします。本件は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、同意第7号、都田光義氏に関する桂川町農業委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

同意第8号、野村邦博氏に関する桂川町農業委員会委員の選任についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより同意第8号を採決いたします。お諮りします。本件は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、同意第8号、野村邦博氏に関する

桂川町農業委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

ここで、休息に入ります。暫時休憩。10分間。11時8分から始めます。

午前10時58分休憩

午前11時08分再開

○副議長（林 英明君） 会議を始めます。

同意第9号、私、林英明に関する桂川町農業委員会委員の選任について同意を求める件については、地方自治法第117条の規定により、私が除斥に該当するため、仮議長の選任を議長に委任する件を日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（林 英明君） 異議なしと認めます。

仮議長の選任を議長に委任する件を日程に追加し、追加日程第1として追加することに決定しました。

追加日程第1. 仮議長の選任を議長に委任する件

○副議長（林 英明君） 追加日程第1、仮議長の選任を議長に委任する件を議題といたします。

お諮りします。地方自治法第106条第3項の規定により、同意第9号における仮議長の選任を議長に委任願いたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、同意第9号における仮議長の選任を、議長に委任することに決定しました。

仮議長に10番、青柳久善君を指名します。議長を青柳久善君と交代します。

○仮議長（10番 青柳 久善君） それでは、同意第9号桂川町農業委員会委員の選任について同意を求める件を議題といたします。

林英明君は、地方自治法第117条の規定により除斥に該当しますので、退席を求めます。

〔2番 林 英明君 退席〕

○仮議長（10番 青柳 久善君） それでは、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○仮議長（10番 青柳 久善君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○仮議長（10番 青柳 久善君） 討論なしと認めます。

これより同意第9号を採決いたします。お諮りいたします。本件は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○仮議長（10番 青柳 久善君） 異議なしと認めます。したがって、同意第9号桂川町農業委員会委員の選任については、同意することに決定をいたしました。

林英明君、入場願います。

〔2番 林 英明君 入場〕

○仮議長（10番 青柳 久善君） それでは、ここで林副議長と交代をいたします。

○副議長（林 英明君） 同意第10号、原中壽氏に関する桂川町農業委員会委員の選任についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより同意第10号の採決をいたします。お諮りします。本件は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、同意第10号、原中壽氏に関する桂川町農業委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

同意第11号、原中輝司氏に関する桂川町農業委員会委員の選任についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより同意第11号を採決いたします。お諮りします。本件は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、同意第11号、原中輝司氏に関する桂川町農業委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

同意第12号、藤春郁夫氏に関する桂川町農業委員会委員の選任についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより同意第12号を採決いたします。お諮りします。本件は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、同意第12号、藤春郁夫氏に関する桂川町農業委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

同意第13号、古野隆雄氏に関する桂川町農業委員会委員の選任についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより同意第13号を採決いたします。お諮りします。本件は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、同意第13号、古野隆雄氏に関する桂川町農業委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

同意第14号、山邊俊明氏に関する桂川町農業委員会委員の選任についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより同意第14号を採決いたします。お諮りします。本件は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、同意第14号、山邊俊明氏に関する桂川町農業委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

日程第19. 承認第2号

○副議長（林 英明君） 承認第2号桂川町税条例の一部を改正する条例の制定の専決処分を求める件についてを議題といたします。

本件について内容の説明を求めます。平井税務課長。

○税務課長（平井登志子君） 議案書27ページをお願いいたします。

承認第2号について御説明いたします。

本承認は、桂川町税条例の一部の専決処分でございます。

改正の理由といたしまして、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令が、平成29年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、桂川町税条例の一部を改正する必要が生じましたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、同条例の一部を改正する条例を専決処分しましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、これを報告し、議会の御承認をお願いするものでございます。

議案書の28ページをお願いいたします。

内容につきましては、28ページから38ページにわたっておりますが、主な改正内容につきまして御説明申し上げます。

28ページから29ページにつきましては、上場株式等の配当所得や譲渡所得について、課税方式が記載された住民税の申告書が市町村に提出された場合には、市町村は、所得税とは異なる個人住民税の課税方式を決定することができることを明確化したものでございます。

例として申し上げますと、上場株式等の配当所得の申告を、所得税では総合課税で確定申告をして、住民税では源泉徴収による申告不要制度をすることができるというものでございます。

29ページ下段の61条からは、固定資産税関係でございます。

1点目は、震災等により滅失、破損した家屋や償却資産を、被災者生活再建支援法が適用された区域内において、被災した家屋や償却資産の代がえとして取得等をした場合には、固定資産税

を最初の4年間は2分の1とする規定を定めるものでございます。

2点目は、被災市街地復興推進地域に定められた場合、被災住宅用地を住宅用地とみなす減額特例を適用できる期間を、4年間に拡充して定めるものでございます。これは、災害が起こった場合に、その都度個別に措置をするのではなく、被災者の不安を早期に解消するとともに、復興の動きにおくれることなく、税制上の対応する観点から条例の中で常設化したものでございます。

3点目は、地域決定型地方税特例措置、通称わがまち特例の導入でございます。わがまち特例は、税制改正により、町が地域の实情に応じて条例で決定するもので、今回の改正では、町の許可を得た者が、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業に供する家屋や償却資産については、固定資産税を2分の1とする特例割合を制定しております。

また、31ページ、附則の第10条2では、平成29年4月1日から平成31年3月31日の間に、国の補助を受けた事業主が、企業の従業員のため事業所内保育として施設を設置し、企業主導型保育事業を行う場合は、当該補助に係る固定資産税について補助開始日から5年間は、固定資産税を2分の1とする措置が講じられるものです。

4点目は、耐震改修や省エネ改修が行われた長期優良住宅等に対する減免を受けようとする場合に、提出する申請書について規定の整備を行っております。

次に、33ページから34ページにかけては、軽自動車税についてでございます。新車に係る初年度の課税に対し、排気ガス性能や燃費性能のすぐれた環境負荷の少ない軽自動車について、税を軽減するグリーン化特例については、平成29年3月議会で御承認をいただき、適用期限を1年延長しておりましたが、今回、対象者を見直した上で、さらに適用期限を2年延長するものでございます。平成31年度課税分までの適用でございます。

次に、30ページ下段に戻っていただきまして、附則第5条第1項では、「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」と名称を変更するものでございます。平成31年度以降の個人住民税の配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しが行われ、配偶者控除については、現行は納税義務者と生計を一にする配偶者のうち、前年度の合計所得金額が38万円以下であれば配偶者控除の対象となっていますが、改正後は、納税者本人の所得制限を新しく設けて、納税者本人の合計所得により3段階で控除額が低減され、合計所得金額が1,000万円を超えると適用されなくなります。

具体的な控除額でございますが、納税者本人の所得が900万円以下である場合33万円、900万円を超え950万円の場合22万円、950万円を超え1,000万円以下の場合、11万円の所得控除額で設定されるものでございます。

配偶者特別控除のほうにつきましては、配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額の上限を、現行の76万円未満から123万円未満と引き上げるなど、配偶者の前年度の合計所得金額の区分を拡大し、それぞれ控除額を変更するものでございます。これは、平成31年度の個

人住民税からの適用となります。

以上が主な改正の内容でございます。その他、関係法令の改正に伴い、本条例の条文の整備を行っております。

35ページをお願いします。附則としまして施行期日でございますが、第1条は、この条例は平成29年4月1日から施行するものでございます。ただし、改正規定の内容によりまして、別に期日を定めております。第2条では町県民税、第3条では固定資産税、第4条では軽自動車税に関する経過措置を定めております。第5条及び第6条は、今回の改正に伴い、平成29年及び26年に御承認いただきました桂川町税条例の一部の改正する条例の附則におきまして、条文の整備をお願いしているものでございます。

以上、簡略な説明でございますが、報告終わります。御審議の上、承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○副議長（林 英明君） これより質疑を行います。

ただいまの課長の説明に対して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。5番吉川君。

○議員（5番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川紀代子です。

ただいま説明のありました承認2号、いわゆる桂川町税条例の一部を改正する条例の制定についてです。

まず、賛成する立場の案件ですね。立場から、災害に対する税制上の措置の常設化されれば、災害に遭ったときにすぐに固定資産税の減免措置ができるということ。それから、軽自動車のグリーン化適用期限が2年延長されること。国民健康保険税の軽減判定の所得見直しという点では、5割軽減基準額が5,000円、2割軽減基準額が1万円引き上げられることになり、今まで軽減措置を受けることのできなかつた方々には、よいことだと思ひ賛成します。

次に、反対の立場から。特定上場株式の配当や株式譲渡所得に係る税金は、既に確定申告をしても個人住民税の申告をすることができ、その方法として3つの選択肢があると、そういう説明でありました。

この法案には、2つの納得のいかないところがあります。まず1つ目は、株を買うことのできる人は一部の金持ちであるということ。次に、申告分離課税を選択した場合、株式の譲渡損失を配当所得から控除できるということ。

次に、また、わがまち特例の導入として保育事業を大きく2つ上げておられます。そのうちの1つ、企業主導型保育事業に係る固定資産税を減税するとしていますが、これはさらに、県税で

ある個人事業税の減免がありますなど、この企業主導型保育事業へと誘導するものであります。

次に、配偶者控除と配偶者特別控除の見直しであります。配偶者の細分化として、金持ち年収1,000万以上には控除をしないとしているけれど、この背景には、財界の要求であります労働力不足の活用があり、将来的には配偶者控除廃止に向けた第1歩であります。

これらの案件を総合的に判断し、私は、この承認2号を承認できません。反対いたします。

○副議長（林 英明君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（林 英明君） これで討論を終わります。

反対討論がありますので、これより承認第2号を採決します。

起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（林 英明君） 起立多数であります。したがって、承認第2号桂川町税条例の一部を改正する条例の制定の専決処分を求める件については、承認することに決定しました。

日程第20. 承認第3号

○副議長（林 英明君） 承認第3号桂川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定の専決処分を求める件についてを議題といたします。

本件について内容の説明を求めます。平井税務課長。

○税務課長（平井登志子君） 議案書39ページをお願いいたします。

承認第3号について御説明申し上げます。

本承認は、桂川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に関する専決処分についてでございます。

改正の理由といたしまして、地方税法等の一部改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令が、平成29年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、桂川町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じましたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、同条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

議案書の40ページをお願いいたします。

改正内容について御説明申し上げます。

今回の改正は、第23条第2号及び第3号の国民健康保険税の軽減判定の基準額を引き上げる

ことにより、低所得者の税負担の軽減を図るものでございます。国民健康保険税の減額措置に係る軽減世帯の対象所得の算定額について、5割軽減世帯の対象所得については、被保険者当たり26万5,000円から5,000円引き上げて27万円に改め、2割軽減世帯の対象所得については、48万円から1万円引き上げ49万円に改めるものでございます。

以上、簡略な説明でございますが、報告終わります。御審議の上、承認賜われますようよろしくお願いいたします。

○副議長（林 英明君） これより質疑を行います。

ただいまの課長の説明に対して、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより承認第3号を採決します。お諮りします。本件は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（林 英明君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号桂川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定の専決処分を求める件については、承認することに決定しました。

日程第21. 承認第4号

○副議長（林 英明君） 承認第4号平成28年度桂川町一般会計補正予算（専決第1号）の専決処分を求める件についてを議題といたします。

本件について内容の説明を求めます。山辺企画財政課長。

○企画財政課長（山辺 久長君） 承認第4号平成28年度桂川町一般会計補正予算（専決第1号）について、御説明申し上げます。

専決処分の理由といたしまして、一般会計予算の補正に当たり、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、平成29年3月31日付をもって、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりまして、これを報告し、御承認をお願いするものでございます。

内容につきましては、別紙補正予算書で御説明を申し上げます。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出そ

れぞれ1億8,407万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億736万2,000円と定めたものでございます。

第2条の地方債の変更につきましては、第2表地方債補正で説明を申し上げます。

6ページをお願いいたします。第2表地方債補正でございます。

公共事業等、公営住宅建設事業及び災害復旧事業に係る地方債につきまして、決定により限度額を変更するものでございます。次の7ページに参考といたしまして、地方債の各年度末における現在高等の調書を添付いたしております。

10ページをお開きください。歳入でございます。

1款1項町民税1,243万8,000円の追加。

次の2項固定資産税367万2,000円の追加。

次の12ページ、3項軽自動車税4万2,000円の追加は、決算を見込んだ計上でございます。

次の4項町たばこ税759万1,000円の減額。

次の14ページ、2款1項自動車重量譲与税50万3,000円の追加。

次の2項地方揮発油譲与税22万9,000円の追加。

次の16ページ、3款1項利子割交付金139万円の減額。

次の4款1項配当割交付金489万7,000円の減額。

次の18ページ、5款1項株式等譲渡所得割交付金311万8,000円の減額。

次の6款1項地方消費税交付金1,098万5,000円の減額。

次の20ページ、7款1項ゴルフ場利用税交付金119万9,000円の追加。

次の8款1項自動車所得税交付金467万4,000円の追加は、全て額の決定によるものであります。

次の22ページ、10款1項地方交付税2,494万4,000円の追加のうち、特別交付税につきましては、決定によるもの、また、普通交付税は財源調整を行っております。調整後の普通交付税の財源留保額は4,235万3,000円であり、翌年度への繰越金となるものでございます。

次の11款1項交通安全対策特別交付金12万5,000円の追加は、決定によるものでございます。

次の24ページ、12款2項負担金23万4,000円の減額は、保育料等の決算見込みによるものです。

次の13款1項使用料143万7,000円の追加は、町有施設等の使用料の決算見込みによるものです。

次の26ページ、2項手数料133万5,000円の減額は、各種手数料の決算見込みによるものです。

次の14款1項国庫負担金1,372万3,000円の減額。

次の28ページ、2項国庫補助金1,222万6,000円の追加。

次の3項国庫委託金105万2,000円の追加は、説明欄に記載いたしております各補助金等の決定及び決定見込みによるものです。

次の30ページ、15款1項県負担金410万9,000円の減額。

次の2項県補助金1,366万6,000円の減額。

ページは飛びますが、次の33ページをお願いいたします。

3項県委託金49万3,000円の追加につきましては、各補助金等の決定及び決定見込みによるものです。

次の34ページ、16款2項財産売り払い収入3,009万4,000円の追加は、町有地及び旭ヶ丘団地売り払い収入の決定によるものです。ちなみに、旭ヶ丘団地は、平成28年度、1区画を販売しており、残区画は11区画となっております。

次の17款1項寄附金15万9,000円の減額はふるさと応援寄附金の決定によるものです。

次の36ページ、18款1項基金繰入金1億7,013万4,000円の減額は、主な理由といたしまして、今回の補正において、歳入が歳出を上回りましたので、1目財政調整基金繰入金の補正前の額1億3,000万円及び2目の公共事業整備基金繰入金の補正前の額4,000万円につきましては、執行する必要がなくなりましたので、皆減とさせていただいております。

次の2項特別会計繰入金226万6,000円の追加は、住宅新築資金等貸付事業特別会計繰入金の決算見込みによるものです。

次の38ページ、20款1項延滞金加算金及び過料160万1,000円の追加は、決定見込みによるものです。

次の2項町預金利子2万6,000円の減額は、決定によるものです。

次の40ページ、4項雑入110万3,000円の減額は、説明欄に記載いたしております各項目の決定及び決定見込みによるものです。

次の21款1項町債4,860万円の減額は、各事業債の決定によるものです。

次の42ページ、ここからは歳出でございます。

歳出におきましては、決算を見込んだ不用額の整理を主に行っております。

2款1項1目一般管理費1,100万円の減額は、共済組合負担金等の整理によるものです。

3目財政管理費2,226万6,000円の追加は、減債基金積立金及び公共事業整備基金積立金での歳入剰余金分の調整でございます。

5目財産管理費190万円の減額は、委託料等の清算によるものです。

6目企画費651万3,000円の減額は、地域おこし協力隊の関連経費や、まち・ひと・しごと創生総合戦略プロジェクトに係る関連経費等の決定によるものです。

8目土地対策費は、財源組み替えを行っております。

次の44ページをお願いいたします。

2項1目税務総務費608万1,000円の減額は、臨時職員賃金の決定及び株の還付金等の清算によるものです。

2目賦課徴収費175万2,000円の減額は、清算によるものです。

次の3項1目戸籍住民基本台帳費8,000円の減額は、清算によるものです。

次の46ページ、3款1項社会福祉費6,619万5,000円の減額は、1目社会福祉総務費、2目障がい者福祉費、3目老人福祉費、4目重度障がい者医療費、5目子ども医療費、6目ひとり親家庭等医療費、7目未熟児養育医療費、9目介護予防事業費の全て清算及び決算見込みによるものです。

10目地域包括支援センター事業費は財源組み替えを行っております。

13目臨時福祉給付金給付費についても清算によるものでございます。

次の49ページ、2項児童福祉費2,792万2,000円の減額は、1目児童福祉総務費、2目児童措置費、3目児童福祉施設費、5目士師保育所費、6目吉隈保育所費の清算及び決定見込みによるものです。

次の50ページ、3項1目国民年金費は財源内容の組み替えを行っております。

次の4項1目同和対策総務費20万円の減額は、清算によるものです。

2目人権センター運営費は財源組み替えを行っております。

次の52ページ、4款1項保健衛生費1,525万1,000円の減額は、2目予防費、3目環境衛生費、4目健康づくり推進費のそれぞれ清算によるものです。

次の2項1目清掃総務費89万8,000円の減額は、決算見込みによるものです。

次の54ページ、5款2項3目職業訓練費203万2,000円の減額は、若年者専修学校等技能習得資金貸与金の清算によるものです。

次の6款1項農業費721万5,000円の減額は、1目農業委員会費、2目農業総務費、次の56ページ、4目農業振興費、6目農地費の清算によるものです。

次の7款1項2目商工振興費173万5,000円の減額は、住宅改修事業補助金の清算によるものです。

次の58ページ、8款1項1目土木総務費150万円の減額は、木造戸建て住宅耐震改修促進事業補助金の清算によるものです。

次の2項道路橋梁費1,100万円の減額、2目道路橋梁維持費及び3目道路橋梁新設改良費の清算によるものです。

次の60ページ、3項1目都市計画総務費は財源組み替えでございます。

2目街路事業費301万5,000円の減額、5目都市再生事業費2,050万円の減額は、清算によるものです。

次の4項住宅費590万3,000円の減額は、1目住宅管理費及び2目住宅建設費の町営住宅関連経費の清算によるものです。

次の62ページ、10款1項2目教育委員会事務局費106万2,000円の減額は、清算によるものです。

次の2項2目桂川小学校教育振興費859万8,000円の減額、次の64ページ、4項2目桂川中学校の教育振興費329万7,000円の減額は、少人数学級の実施に伴う教育職員賃金の清算によるものです。

次の5項1目桂川幼稚園費は、財源組み替えを行っております。

次の66ページ、7項1目社会教育総務費36万4,000円の減額は、ことぶき大学講師謝礼等の清算によるものです。

4目文化財保護費、8目人権教育費、次の8項3目総合体育館費は、財源組み替えを行っております。

次の68ページ、11款2項1目農業災害復旧費50万円の減額、及び、次の3項1目道路橋梁災害復旧費190万円の減額は、ともに事業費の清算によるものでございます。

以上、簡略な説明ではございますが、御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○副議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対して、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより承認第4号を採決します。お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、承認第4号平成28年度桂川町一般会計補正予算（専決第1号）の専決処分を求める件については、承認することに決定しました。

日程第22. 承認第5号

○副議長（林 英明君） 承認第5号平成28年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（専決第1号）の専決処分を求める件についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。平井税務課長。

○税務課長（平井登志子君） 承認第5号について御説明申し上げます。

議案書42ページをお願いします。本承認は、平成28年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（専決第1号）についてでございます。

本会計予算において補正の必要が生じましたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年3月31日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

内容につきましては、別紙補正予算書にて御説明いたします。

補正予算書1ページをお願いします。本予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ56万6,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,686万円にするものでございます。

6ページをお願いします。歳入でございます。

1款県支出金1項1目住宅新築資金等貸付事業県補助金14万1,000円の増額は、決定によるものでございます。

7ページをお願いします。3款事業収入1項1目住宅改修資金貸付金元利収入2万円の減額。

2目住宅新築資金貸付金元利収入80万8,000円の増額。

3目宅地取得資金貸付金元利収入35万1,000円の減額。

8ページ、2項1目県住宅改修資金貸付金元利収入1万2,000円の減額でお願いしております。

事業の増減額は、それぞれ償還見込みによるものでございます。

9ページをお願いします。歳出でございます。

1款1項1目一般管理費56万6,000円の増額は、見込みによるものでございます。

以上、簡略な説明ではございますが、報告を終わります。御審議の上、承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○副議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対して、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより承認第5号を採決します。お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、承認第5号平成28年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（専決第1号）の専決処分を求める件については、承認することに決定しました。

日程第23. 承認第6号

○副議長（林 英明君） 承認第6号平成28年度桂川町土地取得特別会計補正予算（専決第1号）の専決処分を求める件についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。山辺企画財政課長。

○企画財政課長（山辺 久長君） 承認第6号平成28年度桂川町土地取得特別会計補正予算（専決第1号）について、御説明をいたします。

専決処分の理由といたしまして、土地取得特別会計予算の補正に当たり、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、平成29年3月31日付をもって、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりまして、これを報告し、御承認をお願いするものでございます。

内容につきましては、別紙補正予算書で御説明を申し上げます。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,050万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9万2,000円に定めたものでございます。

6ページをお開きください。歳入でございます。

2款1項1目土地開発基金繰入金1,050万円の減額は、7ページの歳出2款1項1目公有財産取得事業費で同額を計上しておりましたが、公有財産の取得等がありませんでしたので、歳入歳出ともに1,050万円を減額し、予算の整理を行うものでございます。

以上、簡略な説明ではございますが、御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○副議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対して、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより承認第6号を採決します。お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、承認第6号平成28年度桂川町土地取得特別会計補正予算（専決第1号）の専決処分を求める件については、承認することに決定しました。

日程第24. 承認第7号

○副議長（林 英明君） 承認第7号平成28年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（専決第2号）の専決処分を求める件についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。横山保険環境課長。

○保険環境課長（横山 由枝君） 承認第7号について御説明申し上げます。

本承認は、平成28年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（専決第2号）についてでございます。

本会計予算において補正の必要が生じましたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年3月31日付で専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の御承認をお願いするものでございます。

内容につきましては、別紙補正予算書にて御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。既定の歳入歳出予算総額から歳入歳出を3億495万8,000円減額し、歳入歳出予算総額を20億7,389万9,000円に定めたものでございます。

補正の内容について御説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。歳入でございます。

1款国民健康保険税1項1目一般被保険者国民健康保険税991万円の増額。

2目退職被保険者等国民健康保険税65万3,000円の減額は、見込みによるものでございます。

8ページをお願いいたします。2款使用料・手数料1項1目国民健康保険税督促手数料8万5,000円の増額は、見込みによるものでございます。

9ページをお願いいたします。9款国庫支出金1項1目療養給付費等負担金は7,429万2,000円の減額。

2目高額医療費共同事業負担金は116万3,000円の増額。

3目特定健康診査等負担金14万2,000円の減額は、決定によるものです。

10ページをお願いいたします。同じく3款国庫支出金2項1目調整交付金1億7,131万7,000円の減額は、財源調整をお願いしております。

11ページ、6款県支出金1項1目高額医療費共同事業負担金116万3,000円の増額。

2目特定健康診査等負担金14万2,000円の減額は、決定によるものでございます。

12ページをお願いいたします。同じく6款県支出金2項1目財政補助金2,302万4,000円の減額は、決定によるものでございます。

13ページ、7款共同事業交付金1項1目共同事業交付金1,101万9,000円の減額。

2目保険財政共同安定化事業交付金2,389万2,000円の減額は、確定によるものでございます。

14ページをお願いいたします。8款繰入金1項1目一般会計繰入金は、見込みにより、1,255万5,000円の減額をお願いしております。

15ページ、10款諸収入1項1目一般被保険者延滞金108万3,000円の増額は、見込みによるものです。

16ページをお願いいたします。同じく10款1項1目一般被保険者第三者行為納付金82万5,000円の減額。

2目退職被保険者等第三者行為納付金50万円の減額は、確定によるものでございます。

17ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款総務費1項1目一般管理費は、見込みにより10万円の減額をお願いしております。

18ページをお願いいたします。1款3項1目運営協議会費36万3,000円の減額は、確定によるものでございます。

19ページ、同じく1款5項1目医療費適正化特別対策事業費157万8,000円の減額、2目収納率向上特別対策事業費65万8,000円の減額は、見込みによるものでございます。

20ページをお願いいたします。2款保険給付費1項1目一般被保険者療養給付費は1億8,571万5,000円の減額。

2目退職被保険者等療養給付費は6,495万7,000円の減額。

3目一般被保険者療養費は539万4,000円の減額。

4目退職被保険者等療養費63万3,000円の減額は、見込みによりお願いしております。

5目審査手数料は、確定により124万8,000円の減額をお願いしております。

21ページ、同じく2款2項1目一般被保険者高額療養費758万6,000円の減額。

2目退職被保険者等高額療養費1,307万9,000円の減額。

3目一般被保険者高額介護合算療養費150万円の減額。

4目退職被保険者等高額介護合算療養費50万円の減額は、確定によるものでございます。

22ページをお願いします。2款4項1目出産一時金の757万6,000円の減額は、確定によるものでございます。参考までに、28年度の支払い件数は10件でございます。

23ページ、5項1目葬祭費100万円の減額は、確定によるものでございます。28年度の支払い件数は25件でございます。

24ページをお願いいたします。3款1項1目後期高齢者支援金及び25ページの6款1項1目介護納付金は、財源組み替えをお願いしております。

26ページをお願いいたします。7款共同事業拠出金1項1目高額医療費拠出金698万7,000円の減額は、確定によるものでございます。

2目保険財政共同安定化事業拠出金は、財源組み替えをお願いしております。

8款保険事業費1項1目特定健康診査等事業費608万4,000円の減額は、見込みによるものでございます。

以上、簡単ではございますが、御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○副議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対して、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより承認第7号を採決します。お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、承認第7号平成28年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（専決第2号）の専決処分を求める件については、承認することに決定しました。

以上で、午前中の審議は終わります。暫時休憩。

昼からは1時から始めたいと思います。

午後0時00分休憩

.....

午後1時00分再開

○副議長（林 英明君） 会議を再開します。

日程第25. 承認第8号

○副議長（林 英明君） 承認第8号平成28年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）の専決処分を求める件についてを議題とします。

本件について、内容の説明を求めます。横山保険環境課長。

○保険環境課長（横山 由枝君） 承認第8号について、御説明申し上げます。

本承認は、平成28年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）についてでございます。本会計予算において、補正の必要が生じましたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年3月31日付で専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の御承認をお願いするものでございます。

内容につきましては、別紙補正予算書にて御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出を160万7,000円減額し、歳入歳出予算の総額を1億7,449万2,000円に定めたものでございます。

補正の内容について御説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。歳入でございます。

1款後期高齢者医療保険1項1目特別徴収保険料は5万8,000円の増額、2目普通徴収保険料は1万6,000円の増額を、見込みによりお願いしております。

7ページ、3款繰入金1項1目事務費繰入金118万1,000円の減額は、歳出の減額補正に関連してお願いしております。

8ページをお願いいたします。

5款諸収入1項1目保険料還付金は、見込みにより50万円の減額をお願いしております。

9ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款後期高齢者医療特別会計1項1目一般管理費は、見込みにより95万9,000円の減額をお願いしております。

10ページをお願いいたします。

同じく、1款2項1目徴収費は22万2,000円の減額をお願いしております。

11ページ、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、財源組み替えをお願いしております。

12ページをお願いいたします。

3款1項1目保険料還付金は42万6,000円の減額を、確定によりお願いしております。

以上、簡単ではございますが、御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○副議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対して、質疑ありませんか。吉川君。

○議員（5番 吉川紀代子君） 12ページ、保険料還付金マイナス42万6,000円の報告ありました。ここに、過誤納還付金と書いてございますけれど、この過誤納還付金というのはどういう内容のものか、説明をお願いします。

○副議長（林 英明君） 横山課長。

○保険環境課長（横山 由枝君） 過誤納還付金につきましては、誤って徴収をした分とかそういうふうなものを返還する分の項目にございます。

○副議長（林 英明君） よろしいですか。

○議員（5番 吉川紀代子君） 済みません、確認します。間違って徴収したんですね。それを還付するわけですか。

○副議長（林 英明君） 横山課長。

○保険環境課長（横山 由枝君） 誤ってと申しましたが、実際、当初保険料のほうを決定しておりますけれども、いろいろ御家庭の事情により、御死亡になったりとか、いろいろ条件が変わって、保険料が変わったときに還付するような方法で、最初から誤って徴収をするようなものではございません。

○副議長（林 英明君） よろしいですか。

○議員（5番 吉川紀代子君） はい。

○副議長（林 英明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより承認第8号を採決します。お諮りします。本件は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、承認第8号平成28年度桂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）の専決処分を求める件については、承認すること

に決定しました。

日程第26. 承認第9号

○副議長（林 英明君） 承認第9号平成28年度桂川町水道事業会計補正予算（専決第1号）の専決処分を求める件についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。古野水道課長。

○水道課長（古野 博文君） 承認第9号専決処分について、議案書の46ページをお願いします。承認第9号について御説明します。

本承認は、平成28年度桂川町水道事業会計補正予算（専決第1号）でございます。専決処分の理由としましては、水道事業会計予算の最終補正に当たり、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法179条第1項の規定により、平成29年3月31日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

それでは、別紙桂川町水道事業会計補正予算書をお願いします。1ページをお願いします。

第2条は、当初予算の第3条で定めた収益的収入及び支出のうち、今回、支出におきまして、第1款水道事業費用1項営業費用の149万2,000円の増額と、3項特別損失の1万7,000円の増額をお願いしています。

予算の内容につきましては、補正予算説明書において行いますので、6ページをお願いします。収益的収入及び支出の支出でございます。

第1款水道事業費用1項営業費用6目資産減耗費1節の固定資産除却費149万2,000円の増額につきましては、浄水場のポンプ、機械等の固定資産除却費の確定によるものでございます。

3項特別損失1目過年度損益修正損1節過年度損益修正損1万7,000円の増加は、不納欠損額の確定によるものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようによろしくをお願いします。

○副議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対して、質疑ありませんか。吉川君。

○議員（5番 吉川紀代子君） 5ページのところで、今説明にありました過年度損益修正損と書いてございます1万7,000円ですね。この過年度損益修正損、たびたび課長のところに行ってお伺いしましたけれど、貸倒引当金として計上していたけれど、その中から1万7,000円この欠損として上げると、そういうことですかね。

○副議長（林 英明君） 古野水道課長。

○水道課長（古野 博文君） 5番、吉川議員の御質問にお答えします。

今回ですね、過年度損益修正損につきましてはですね、平成28年度の水道料金の不納欠損分ですね、額、これがですね、不納欠損といいましたら、回収見込みのない徴収不能のものの確定額なんですけど、当初予算の中で貸倒引当金ということで予算計上しておりました。今回、不納欠損額が確定しましたので、その分の不足額の分を、今回、過年度損益修正損として計上させてもらっているというところでございます。よろしいでしょうか。

○副議長（林 英明君） 吉川君。

○議員（5番 吉川紀代子君） はい。私の理解ではですね、その貸倒引当金に上げていた分がですね、今回、その金額1万7,000円がきちっと不能だということが確定したので、貸倒引当金の項目から1万7,000円が差し引かれて不納欠損となった、そういう理解でいいんですよね。

結局、貸倒引当金は資産でしょ。それが今度、負債になって欠損が生まれたという移動であって、貸倒引当金は実質、額面として予算計上より少なくなるわけですよ、なるんですよ。はい、わかりました。

○副議長（林 英明君） 説明よろしいですか。

○議員（5番 吉川紀代子君） はい。

○副議長（林 英明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより承認第9号を採決します。お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、承認第9号平成28年度桂川町水道事業会計補正予算（専決第1号）の専決処分を求める件については、承認することに決定しました。

日程第27. 承認第10号

○副議長（林 英明君） 承認第10号平成29年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号）の専決処分を求める件についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。横山保険環境課長。

○保険環境課長（横山 由枝君） 承認第10号について御説明申し上げます。

本承認は、平成29年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号）についてでございます。本会計予算において補正の必要が生じましたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年5月25日付で専決処分をさせていただきますので、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の御承認をお願いするものでございます。

内容につきましては、別紙補正予算書にて御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出7,562万1,000円を追加し、歳入歳出予算総額を24億545万1,000円に定めたものでございます。

補正の内容について御説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。歳入でございます。

3款国庫支出金2項1目調整交付金7,562万3,000円の増額は、財源調整をお願いしております。

7ページをお願いいたします。

9款繰越金1項1目療養給付費交付金繰越金は1,000円の減額、2目その他繰越金も1,000円の減額をお願いいたします。

8ページをお願いいたします。歳出でございます。

12款前年度繰り上げ充用金1項1目前年度繰り上げ充用金は7,562万1,000円をお願いしております。

以上、簡単ではございますが、御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○副議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対して、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより承認第10号を採決します。お諮りします。本件は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、承認第10号平成29年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号）の専決処分を求める件については、承認することに決定しました。

日程第28. 議案第19号

○副議長（林 英明君） 議案第19号桂川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案についての内容の説明を求めます。弓削総務課長。

○総務課長（弓削 孝徳君） 議案書48ページをお開きください。

議案第19号桂川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

提案理由といたしましては、地方公務員の育児休業等に関する法律等の関連法令の一部改正等に伴い、桂川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する必要が生じたので、本条例案を提出するものでございます。

次の49ページをお開きください。

改正する主な内容につきましては、初めに、職員は地方公務員の育児休業等に関する法律第2条の規定により、任命権者の承認を受けて、当該職員の子を養育するため、その子が3歳に達する日まで育児休業を取得することができます。今回の改正で、条例第2条の2を第2条の3とし、第2条の次に新たに条を追加し、養育里親である職員に委託されている当該児童を加えるものです。

次の第3条では、育児休業法の、同一の子について2回以上の育児休業は取得できませんが、例外として、再度の育児休業が取得できる規定を定めたものでございます。また、特別養子縁組の不成立の場合や、保育所などに申し込みをしたにもかかわらず入所待ちの状態いわゆる待機児童等で、再度の育児休業をしなければ子の養育に著しく支障が生じる場合の規定を追加するものでございます。

次の50ページ、第4条中、第5条第2項を第3条第2項に改め、別居した子との次に育児休業に係る子について、保育所等における保育の利用を希望し申し込みを行っているが、当面その実施が行われないことを追加するものでございます。

次に第10条第1号は、育児短時間勤務をしている職員の当該要件を改め、次の第10条第6号中、別居した子との次に育児短時間勤務に係る子について、保育所等における保育の利用を希望し申し込みを行っているが、当面その実施が行われないことを追加し、同条の号番号及び文言の整理を行うものでございます。附則としまして、この条例は、公布の日から施行するもので

ございます。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○副議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第19号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

日程第29. 議案第20号

○副議長（林 英明君） 議案第20号桂川町男女共同参画推進条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。江藤健康福祉課長。

○健康福祉課長（江藤 栄次君） 議案書51ページをお開きください。

議案第20号桂川町男女共同参画推進条例の一部を改正する条例の制定について、御説明いたします。

平成11年法律第78号男女共同参画社会基本法第9条に基づき策定いたしました桂川町男女共同参画推進条例につきまして、さらに男女共同参画推進体制の整備を図るため、条例の一部を改正する必要が生じました。これが本条例案を提出する理由でございます。

議案書52ページをお開きください。

改正内容につきまして御説明いたします。今回の改正では、条例を第1章から第6章までの章立てに改めた上で3つの主な改正内容としまして、既存の第16条を改正して推進の拠点を示し、また第3章桂川町男女共同参画推進委員及び第4章苦情及び救済の申し出の処理を新たに追加いたしております。

それでは、3つの改正点につきまして御説明いたします。

1点目でございます。推進の拠点についての改正でございます。

第2章男女共同参画推進のための基本施策第16条の見出しを、推進体制の整備から男女共同参画の推進の拠点に改め、町民及び事業者等と連携して男女共同参画の推進を図る拠点を、桂川町総合福祉センター内に置くと明記し、推進の拠点を明確に規定いたしております。また、改正前の17条において、苦情及び相談への対応につきましては規定いたしておりましたが、今回、男女共同参画推進委員の設置及び苦情及び救済の申し出の処理についてそれぞれ章立ての上、条

文を追加することから、この第17条を全面改正いたしております。

次に、改正点の2点目になります。議案書52ページ後段から54ページになります。

男女共同参画推進委員の設置について御説明いたします。

第17条から第26条までを第3章、章名を桂川町男女共同参画推進委員といたしまして、新たに規定をいたしております。

推進委員は、町民から男女共同参画社会の形成を阻害する要因による人権侵害に関し相談を受けた場合に調査を行い、よい方向に解決、改善するように働きかける第三者機関となります。また、推進委員の適格事項といたしまして、男女共同参画施策に関して優れた見識を有し、性別による差別の解決に熱意があり、社会的信望の厚い者とし、男女それぞれ1名を町長が委嘱し、任期は3年、処理事項は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる町の施策への苦情処理、性別による差別的取り扱い、その他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因による人権侵害に関し町民から相談を受けた場合、速やかに関係機関と連携し、適切な対応に努める救済措置を行います。

改正点の3点目でございます。議案書54ページの後段から57ページになります。

推進委員が町民等より受け付けます苦情及び救済の申し出の処理について、第27条から第36条までを、第4章、章名を苦情及び救済の申し出の処理としまして、新たに規定をいたしております。

今回の改正は、推進委員が行います苦情及び救済の申し出の具体的な処理事項、内容として、性別による差別的取り扱い、その他男女共同参画社会の形成を阻害する要因による人権侵害を受けた被害者の救済を図る相談機関、苦情処理体制等を明確に条例に追加規定し、自治体の責任において苦情処理、被害者救済の実効性を確保するものでございます。

以上、簡略な説明ではございますが、御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対して、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第20号は、会期中、文教厚生委員会に付託いたします。

日程第30. 議案第21号

○副議長（林 英明君） 議案第21号桂川町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案についての内容の説明を求めます。弓削総務課長。

○総務課長（弓削 孝徳君） 議案書58ページをお開きください。

議案第21号桂川町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明いたします。

提案理由といたしましては、桂川町男女共同参画推進委員の設置に伴い、桂川町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する必要が生じたので、本条例案を提出するものでございます。

次の59ページをお開きください。

改正する主な内容につきましては、第1条中、第52号を53号とし、51号及び第50号を1号繰り下げ、第45号の次に第50号桂川町男女共同参画推進委員を追加し、別表桂川町地域福祉施策推進協議会委員の項の次に、桂川町男女共同参画推進委員2万円を追加するものでございます。附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○副議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対して質疑ありませんか。吉川君。

○議員（5番 吉川紀代子君） お尋ねします。

この参画推進委員の2万円というのは年額ですか、月額ですか、何名分ですか。

○副議長（林 英明君） 弓削総務課長。

○総務課長（弓削 孝徳君） これは月額でございます。済みません。日額でございます。

○議員（5番 吉川紀代子君） 日。

○総務課長（弓削 孝徳君） 日額です。1日ですね。済みません。失礼しました。

○副議長（林 英明君） よろしいですか。

○議員（5番 吉川紀代子君） 人数。

○総務課長（弓削 孝徳君） 1名ずつ、2名でございます。

○副議長（林 英明君） ほかに質疑ありませんか。

○議員（5番 吉川紀代子君） 済みません、1人2万円ですよね。1人1万円。（「1人」と呼ぶ者あり）1人1万円掛けの……。

○副議長（林 英明君） 吉川君、立ってどうぞ。

○議員（5番 吉川紀代子君） ごめんなさい。済みません。この2万円というのは1人2万円、1人1万円。

○副議長（林 英明君） 弓削総務課長。

○総務課長（弓削 孝徳君） 1人2万円でございます。

○副議長（林 英明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（林 英明君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第21号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

日程第31. 議案第22号

○副議長（林 英明君） 議案第22号平成29年度桂川町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。山辺企画財政課長。

○企画財政課長（山辺 久長君） 議案第22号平成29年度一般会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

提案理由といたしまして、平成29年度一般会計予算を別紙のとおり補正したいので、地方自治法第218条第1項の規定に基づき、本議会の決定に付しようとするものでございます。

内容につきましては、別紙補正予算で御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億6,383万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億223万6,000円に定めようとするものでございます。

第2条の地方債の変更につきましては、第2表地方債補正で説明を申し上げます。

4ページをお開きください。第2表地方債補正でございます。

桂川駅周辺整備事業に充当する起債でございます公共事業等につきまして、対象事業費の追加等により限度額を変更するものでございます。

次の5ページに参考資料といたしまして、地方債の当該年度末における現在高等の調書を添付いたしております。

8ページをお開きください。歳入でございます。

10款1項1目地方交付税1,152万7,000円の追加は、今回の補正におきまして歳出が歳入を上回るための財源調整でございます。調整後の普通交付税の財源留保の見込み額は5,178万1,000円となるものです。

次の14款2項4目土木費国庫補助金6,040万円の追加は、桂川駅周辺地区整備事業に係る社会資本整備総合交付金の内示によるものでございます。

次の10ページをお願いいたします。

15款2項5目農林水産業費県補助金31万2,000円の追加は、優良家畜導入支援事業費県補助金の追加計上によるものです。

次の20款4項2目雑入100万円の追加は、地域防災組織育成助成事業に係るコミュニティ助成事業助成金の計上によるものです。

次の12ページをお願いいたします。

21款1項3目土木債9,060万円の追加は、14款国庫支出金で述べました社会資本整備総合交付金事業の地方負担分等に対する起債であります都市再生整備事業債の計上によるものです。

次の13ページから、歳出でございます。

今回の補正では、庁舎ほか10施設の清掃業務の一括委託契約に係る関係予算についての整備を行っております。

2款1項5目財産管理費109万5,000円の追加は、庁舎清掃及び建築物環境衛生管理業務委託料の計上によるものです。

次の14ページ、3款1項11目総合福祉センター費111万4,000円の追加は、施設清掃業務委託料の計上によるものです。

12目男女共同参画費12万9,000円の追加は、男女共同参画推進委員報酬及び出席費用弁償の追加によるものです。

次の2項5目土師保育所費16万4,000円の追加、6目吉隈保育所費14万2,000円の追加。

次の16ページでございます。

4項2目人権センター運営費15万2,000円の追加は、各施設の施設清掃委託料の計上によるものです。

次の6款1項4目農業振興費7万6,000円の追加は、前年度多面的機能支払県交付金返還金の計上によるものです。

5目畜産業費31万2,000円の追加は、優良家畜導入支援事業補助金の計上によるものです。

次の18ページ、7款1項2目商工振興費220万円の追加は、桂川町商工会が実施しますプレミアム付商品券発行事業に対する補助金の計上です。なお、本年度も昨年同様、プレミアム率10%、発行額3,300万円の事業となるものでございます。

次の8款3項5目都市再生事業費1億5,600万円の追加は、歳入側でも触れましたが、社会資本整備総合交付金を財源として実施する、桂川駅周辺地区整備事業費の計上によるものです。

次の20ページ、9款1項1目非常備消防費128万1,000円の追加は、歳入側で説明い

たしましたコミュニティ助成事業助成金を活用して、町消防団に配備するデジタル簡易無線機の購入費の計上によるものです。

次の10款5項1目桂川幼稚園費49万2,000円の追加は、事務室エアコン改修工事の計上によるものです。

次の22ページ、7項5目住民センター費16万円の追加、6目王塚装飾古墳館費29万8,000円の追加、7目図書館費66万8,000円の追加は、各施設の施設清掃委託料の計上によるものです。

次の8項2目体育館施設費3万4,000円の追加、3目総合体育館費47万8,000円の減額につきましても、施設清掃委託料の計上によるものでございます。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○副議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対して質疑ありませんか。吉川君。

○議員（5番 吉川紀代子君） 済みません、歳入歳出で出てきますけれど、優良家畜というのはどういうものなんですか。優良家畜導入の補助金が出て、またここで支出で出ていますけど、優良家畜。

○副議長（林 英明君） 山本産業振興課長。

○産業振興課長（山本 博君） 議員の御質問に御説明いたします。

こちらにつきましては、繁殖雌牛を導入しまして、子牛の頭数や増加を促進し、所得向上を図る事業のものです。こちらの31万円の内訳としましては、繁殖雌牛1頭当たり5万2,000円定額でございます。こちらを6頭導入するということで、この分の31万円を計上いたしております。

○副議長（林 英明君） 吉川君。

○議員（5番 吉川紀代子君） 繁殖用の雌牛を5頭買うんですか。（「6」と呼ぶ者あり）6頭買う。それに県から補助金が出るわけですね。

○副議長（林 英明君） よろしいですか。

○議員（5番 吉川紀代子君） はい。

○副議長（林 英明君） ほかに質疑ありませんか。下川君。

○議員（7番 下川 康弘君） 済みません、14ページのですね、男女共同参画の部分ですが、先ほどの条例の部分でも出とったんですが、日額2万円というの、先ほど出ていたんですが、その分がいいんでしょうか。ということになると、男女2名で4万円掛けして3日分ということね。お願いします。

○副議長（林 英明君） 江藤健康福祉課長。

○健康福祉課長（江藤 栄次君） 下川議員の御質問にお答えします。

議員おっしゃるとおりでございます、2万円掛け2名ですね、男女1名ずつと、それと相談件数でございますが、それぞれ年間3件を想定しまして、2万円掛け3件掛け2名の12万円で計上させていただいているところでございます。

○議員（7番 下川 康弘君） ありがとうございます。

○副議長（林 英明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（林 英明君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第22号は、会期中、総務経済建設委員会、文教厚生委員会の各常任委員会に付託いたします。

日程第32. 報告第2号

○副議長（林 英明君） 報告第2号平成28年度桂川町繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。山辺企画財政課長。

○企画財政課長（山辺 久長君） 報告第2号平成28年度桂川町繰越明許費繰越計算書の報告について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙関係書類をもって報告するものでございます。

議案書の62ページをお開きください。

平成28年度桂川町繰越明許費繰越計算書でございます。本計算書は、平成28年度から平成29年度に繰り越しました各種事業を記載いたしております。

2款1項総務管理費では、事業名、県防災行政情報通信ネットワーク再整備事業負担金及びけいせん湯の浦ファーム建設事業。

2款3項戸籍住民基本台帳費では、事業名、番号制度通知カード、個人カード関連事務負担金。

3款1項社会福祉費では、事業名、臨時福祉給付金、これは経済対策分給付事業でございます。

8款2項道路橋梁費では、事業名、山崎上深町線道路新設事業。

9款1項消防費では、事業名、飯塚地区消防組合負担金県防災行政情報通信ネットワーク再整備事業負担金分。

以上、6事業に係る計算書でございます。

繰り越します内容といたしましては、繰り越し限度額として設定しておりました2億1,619万2,000円のうち、2億1,558万9,000円を翌年度へ繰り越しをいたしております。そ

の繰り越しいたしました財源といたしましては、未収入、特定財源として、国・県支出金1億2,746万8,000円、地方債7,030万円となり、事業別の内訳といたしましては、その計算書に記載のとおりでございます。

また、一般財源は1,782万1,000円でございます。

以上、簡略な説明ではございますが、報告を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○副議長（林 英明君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。吉川君。

○議員（5番 吉川紀代子君） 済みません、ちょっとささいなことですけど、当初、町長からけいせん湯の浦ファームというのを名前を変えて、何か湯の浦体験の森とかいうふうにならば名前が変わるとおっしゃいましたけど、ここの繰越明許費のところではけいせん湯の浦ファームそのままになっていますけど、これはそのままでもいいんですかね。

○副議長（林 英明君） 山辺企画財政課長。

○企画財政課長（山辺 久長君） 吉川議員の御質問にお答えいたします。

当繰り越し対象事業は、これは3月の補正第4号で議決を受けまして、そこで繰越明許費として記載をいたしたものでございます。そのときの名称がけいせん湯の浦ファーム建設事業となっておりますので、その名称につきましては変更できないということでございますので、その名称を使わせていただいているところでございます。

○副議長（林 英明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（林 英明君） これで質疑を終わります。

報告第2号平成28年度桂川町繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

日程第33. 報告第3号

○副議長（林 英明君） 報告第3号平成28年度桂川町土地開発公社決算の報告についてを議題といたします。

まず初めに、理事長の挨拶を受けます。井上理事長。

○土地開発公社理事長（井上 利一君） 土地開発公社の理事長として、一言御挨拶を申し上げます。

このたび、上程いたしました報告第3号は、平成28年度桂川町土地開発公社決算の報告についてでございます。この件につきましては、去る5月15日に竹本監事、坂井監事の監査を受け、5月24日開催の理事会において、全会一致で認定されたところです。

現在、桂川町土地開発公社が所有している資産のうち、現金及び預金は約1,044万円、土

地は約2,537万円で合計3,581万円となっております。なお、5月24日開催の理事会に、議題として土地開発公社の解散について提案し、継続して協議することとしております。次回の理事会で再度協議を行い、その結果につきましては、議会に報告並びに提案をさせていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

決算の内容につきましては、山辺常務理事が説明いたします。よろしくお願いいたします。

○副議長（林 英明君） 次に、内容の説明を求めます。山辺常務理事。

○土地開発公社常務理事（山辺 久長君） 議案書の63ページをお開きください。

報告第3号平成28年度桂川町土地開発公社決算の報告をいたします。

地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、平成28年度桂川町土地開発公社の経営状況について、別紙関係書類といたしまして決算書を提出し報告をするものでございます。

それでは、本議案書に添付をいたしております平成28年度桂川町土地開発公社決算書の1ページをお開きください。

平成28年度の事業報告でございます。（1）の事業の概要、（2）の事業計画及び執行状況につきましては、平成28年度は事業を実施いたしておりませんので、内容については、特段ございません。

（3）の財務の概況につきましては、3ページ以降に記載いたしております各計算書に示しておりますが、本年度中の事業総利益はゼロ円で、その事業総利益から必要経費である5万5,000円を差し引きますと、事業損失は5万5,000円となっております。

次に、事業損失に事業外収益である預金利息8,142円を加えますと、当期の純損失は4万6,858円となっております。また、平成29年3月31日現在の預金残高は1,044万6,102円でございます。

次の2ページをお開きください。

一般庶務事項でございます。平成28年度におきましては、理事会を2回開催し御審議をいただいております。議案につきましては、全て認定及び原案可決をいただいております。

次に（5）の監査の実施状況でございますが、先ほど理事長が申し上げられましたとおり、平成29年5月15日に桂川町役場201、202会議室におきまして竹本監事、坂井監事から監査を受け意見書の提出をいただいたところでございます。

3ページをお開きください。

平成28年度の土地開発公社収入支出計算書の収益的収入及び支出でございます。

上段部の収入の部でございますが、1款事業収益においては収入はございません。

2款事業外収益は、予算現額9,000円に対し、収入済み額8,142円で、収入合計といた

しまして予算現額1万1,000円に対し、収入済み額8,142円となっております。

下段の支出の部でございます。1款事業原価は支出済み額はございません。2款販売費及び一般管理費は、予算現額8万9,000円に対し、支出済み額5万5,000円。

3款及び4款につきましては支出済み額はございません。

支出合計といたしまして、予算現額19万2,000円に対し支出済み額5万5,000円となっております。

4ページをお開きください。

資本的収入及び支出でございますが、収入、支出ともに執行額はございません。

5ページをお開きください。

平成28年度の損益計算書でございます。1ページで説明いたしました事業損失5万5,000円に事業外収益の8,142円を加えますと、経常損失が4万6,858円となるものです。当期純損失、当期損失ともに同額でございます。

6ページをお開きください。

貸借対照表でございます。資産の部でございます。流動資産のうち、現金及び預金1,044万6,102円、公有用地1,758万8,210円、代替地778万4,700円、流動資産合計3,581万9,012円でございます。負債の部はございません。

資本の部です。資本金のうち基本財産500万円、準備金のうち、前期繰越準備金3,086万5,870円、当期純損失4万6,858円、準備金合計3,081万9,012円で、資本合計3,581万9,012円となり、負債がありませんので負債資本合計も資本合計と同額となるものでございます。

7ページをお開きください。

キャッシュフロー計算書でございます。下から3行目でございますが、当期中の現金の減少額が4万6,858円で、期首の残高が1,049万2,960円でありましたので、平成28年度期末残高は1,044万6,102円となっております。

8ページをお開きください。

財産目録でございます。基本財産500万円、その他の現金預金544万6,102円、計の1,044万6,102円となっております。また、公有用地、代替地につきましては、3件の保有で合計面積が3,277.07m²、合計金額2,537万2,910円でございます。保有財産の合計といたしましては3,581万9,012円となっております。

9ページ以降は参考資料として附属明細書を添付させていただいております。

以上簡略な説明でございますが、報告を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○副議長（林 英明君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。吉川君。

○委員（5番 吉川紀代子君） 8ページのところでですね、公有用地で九州電力鉄塔跡地、そしてその代替地として、何か土師農業倉庫跡地と書いてありますけど、これ大体どこら辺にあるんですかね。全然私わからないので教えてください。

○副議長（林 英明君） 山辺常務理事。

○土地開発公社常務理事（山辺 久長君） えーとですね、九州電力鉄塔跡地はですね、これは現町営住宅がございます椿団地のあの中にございます。それから土師の農業倉庫跡地これは行政区でいえば土師1区、小字でいえば小茶園という箇所があるんですが、そこにございます。あの昔の成田陶器御存じでしょうか。

○委員（5番 吉川紀代子君） はい、わかります。

○土地開発公社常務理事（山辺 久長君） はい、あの近くでございます。昔都田酒屋さん今は閉業されておりますが、あの向い側ぐらいの場所でございます。よろしいでしょうか。

○委員（5番 吉川紀代子君） はい、ありがとうございます。

○副議長（林 英明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（林 英明君） これで質疑を終わります。

報告第3号平成28年度桂川町土地開発公社決算の報告についてを終わります。

○副議長（林 英明君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。お疲れさまでした。

午後1時52分散会
